

避難所運営計画

平成28年7月 8日

- 1 避難所の運営に当たっては、避難者全員であたる。
- 2 屋内の避難所は、避難者が生活しやすいように区画を作り、通路を確保する。
- 3 避難所に早期に相談窓口をつくり、避難者の様々な問題等について、相談に乗り解決の手助けを行う。
ア 役員（各常会長を含む）は積極的に情報を集め、避難者のニーズに対応する。
- 4 避難所の環境整備について
ア 避難所ではゴミの減量に努め、避難所内の清掃を行う。
イ トイレ等を清潔に保ち、悪臭等の排除に努める。
ウ ゴミは分別をし、指定する場所に置く。
エ 保健衛生は、身の回りを清潔に保ち、感染症等の予防に注意する。
- 5 避難所内では、避難者同士のコミュニケーションを図り、積極的に声の掛け合いを行う。
- 6 乳幼児等に配慮し授乳場所を確保する。
- 7 要支援者等に対して、介助等の手助けを行う。
- 8 一日一回は、体を動かすよう、体操など軽運動を行うように心がける。
- 9 避難所及び周辺の秩序の維持について
ア 避難所内では貴重品などは、努めて身につけるなど、自己防衛に努める（盗難などが起きると、お互い疑心暗鬼になり秩序が乱れる）
イ 自警団を編成し地区の見回りをする。
ウ 自警団は地区の住人で作り、必ず2名以上で1組とし複数の班を編成する。
- 10 この要綱は全指定避難場所で適用するが、他の区等と競合する避難所は、協議し運営にあたる。
- 11 指定避難所
 - ① 細野小体育館・細野中体育館
 - ② 細野地区体育館
 - ③ 区指定避難所 細野一区自治公民館